

島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金の交付については、島根県補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、障がい者福祉サービス事業所等が単独で取組むことが困難な施設・設備整備に要する経費に対して補助金を交付することによって、障がい者の工賃水準の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、NPO法人等の法人及び事業の実施主体として知事が適当と認めた任意団体(「島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画」の対象事業所(以下「事業所」という。))が2以上参加する法人及び団体又は事業所と他産業分野の事業者が参加する法人及び団体に限る。以下「補助事業者」という。)が各事業所利用者の工賃向上のために行う施設・設備整備を交付の対象とする。

- (1) 参加する全ての事業所の工賃向上に寄与する施設・設備整備であること
- (2) 事業所が複数参加する場合、運営法人が全て同じではないこと
- (3) 各事業所は実現可能性があり、かつ、工賃が相当程度向上する工賃向上計画を策定していること
- (4) 任意団体にあつては、協定書等で構成員の関係及び代表する事業所を定め、代表する事業所が交付申請を行うこと

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は下表のとおりとする。

1 対象経費	2 補助基準額	3 補助率
■施設整備 販売・作業スペースの新築・増改築・改装に要する経費。 なお、事務室・食堂・休憩室など、工賃向上に直接的に関係しない部分に係る費用は除く。	実費と10,000千円を比較して少ない方の額	3
■設備整備 機械装置・工具器具・車両・什器備品の製造、購入、改造に要する経費(設置に伴う据え付け工事費用を含む)。 なお、テレビ・事務機・ソファなど、工賃向上に直接的に関係しない設備・備品、ユニフォーム等の被服費、消耗品費は除く。		4

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に關係書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。
- (2) (1)の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事業内容の変更等の申請)

第7条 補助事業者が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第2号を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 補助事業者が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式第4号を知事に提出するものとする。
- (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の金額が概算払により交付された場合には、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月末日までに知事に提出する。
- (3) 第5条(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (4) 第5条(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第5号によりその金額(3)の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類等の提出)

第10条 補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、障がい福祉課へ提出する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成20年8月1日から施行し、平成20年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年5月31日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業から適用する。